

平成 2 2 年第 2 回尾鷲市議会定例会会議録

平成 2 2 年 6 月 1 1 日（金曜日）

議事日程（第 3 号）

平成 2 2 年 6 月 1 1 日（金）午前 1 0 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 3 3 号 平成 2 2 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 3 号）の議決について
- 日程第 3 議案第 3 4 号 平成 2 2 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の議決について
- 日程第 4 議案第 3 5 号 平成 2 2 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 1 号）の議決について
- 日程第 5 議案第 3 6 号 平成 2 2 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 1 号）の議決について
- 日程第 6 議案第 3 7 号 尾鷲市過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3 8 号 尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 3 9 号 尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 4 0 号 尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 4 1 号 尾鷲市職員退職手当条例の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 4 2 号 尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 4 3 号 尾鷲市死亡獣畜焼却場使用条例の廃止について
（質疑、委員会付託）
- 日程第 1 3 一般質問

出席議員（16名）

1番	北村道生	議員	2番	内山	議員
3番	端無徹也	議員	4番	田中勲	議員
5番	三林輝匡	議員	6番	神保美也	議員
7番	南靖久	議員	8番	三鬼和昭	議員
9番	與谷公孝	議員	10番	大川真清	議員
11番	濱中佳芳子	議員	12番	三鬼孝之	議員
13番	高村泰徳	議員	14番	濱口文生	議員
15番	中垣克朗	議員	16番	真井紀夫	議員

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

市	長	岩田昭人	君
副	市長	横田浩一	君
会計管理者兼出納室長		宮本忠明	君
市長公室長		仲	明君
市長公室参事		川口拓也	君
総務課長		三木正尚	君
防災危機管理室長		川口明則	君
税務課長		吉澤壽朗	君
福祉保健課長		大倉良繁	君
環境課長		野田耕史	君
市民サービス課長		南	進君
建設課長		大屋	一君
新産業創造課長		奥村英仁	君
水産農林課長		小倉宏之	君
水産農林課参事		上田敏博	君
水道部長		佐々木	進君
尾鷲総合病院事務長		諦乘	正君
尾鷲総合病院総務課長		中森將人	君
尾鷲総合病院医事課長		世古讓治	君

教 育 委 員 長	平 山	豊 君
教 育 長	畑 中 伸	稔 君
教育委員会教育総務課長	大 川 一	文 君
教育委員会生涯学習課長	川 端 直	之 君
教育委員会学校教育担当調整監	内 山 善	嗣 君
監 査 委 員	濱 田 俊	次 君
監 査 委 員 事 務 局 長	濱 野 薫	久 君

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	山 本 和 夫
議 事 ・ 調 査 係 長	竹 平 專 作
議 事 ・ 調 査 係 主 査	岩 本 功

〔開議 午前10時00分〕

議長（南靖久議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名であります。

よって、会議は成立をいたしております。

最初に議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第3号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において6番、神保美也議員、8番、三鬼和昭議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第33号「平成22年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」から、日程第12、議案第43号「尾鷲市死亡獣畜焼却場使用条例の廃止について」までの計11議案を一括議題といたします。

ただいま議題の11議案につきましては、既に提案理由の説明は終わっておりますので、これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております11議案は、お手元に配付の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） ご異議なしと認めます。

よって、11議案はそれぞれ所管の委員会に付託することに決しました。

ここで一般質問の準備のため、5分間休憩をいたします。

〔休憩 午前10時03分〕

〔再開 午前10時08分〕

議長（南靖久議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第13、一般質問に入ります。

発言通告書が提出されておりますので、お手元に配付の一般質問表に従い、順次これを許可することにいたします。

抽せんの順序により、最初に、9番、與谷公孝議員。

〔9番（與谷公孝議員）登壇〕

9番（與谷公孝議員） 質問通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本年5月19日、国産材の普及に向けた「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が参院本会議で全会一致で可決成立いたしました。木材の利用を促す対象を公共建築物に限定してありました当初の政府案を与野党協議で大幅に修正し、民間住宅などにも広げるなど、木材自給率の向上を目指したものであります。

修正された同法は、低層の公共建築物を木造化することを通して木材利用を促すという当初の概念を大きく広げ、この法律の第1条の目的に、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、森林の多面的機能の発揮、地域経済の活性化に貢献することが明記され、「木材自給率の向上に寄与することを目的とする」との文言を加えられております。

さらに国の支援対象を建築材料だけでなく、第2条（定義）においては、2項で「工作物の資材、製品の原材料及びエネルギー源」が加えられ、第3条（国の責務）においては、三つの項が新たに加えられております。その第3条第3項では、「国は、木材に対する需要の増進を図るため、木材の利用の促進に係る取り組みを支援するために必要な財政上及び金融上の措置を講ずるよう努めなければならない」。

第5項では、「国は、建築物における建築材料としての木材の利用を促進するため、木造の建築物に係る建築基準法等の規制の在り方について、木材の耐火性等に関する研究成果、建築の専門家等の専門的な知見に基づく意見、諸外国における規制の状況等を踏まえて検討を加え、その結果に基づき、規制の撤廃又は緩和のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする」とあります。

また、第6項では、「国は、木材の利用の促進に関する研究、技術の開発及び普及、人材の育成その他の木材の利用の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とあり、また、第2章の公共建築物における木材の利用の促進に関する施策の第7条（基本方針）では、農林水産大臣及び国土交通大臣は、公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針を定めなければな

らないとして、新たに第2項第4号と第7項が加えられております。特に第7項では、「農林水産大臣及び国土交通大臣は、毎年1回基本方針に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない」とあり、法律の実効性が高まったと思います。

そして、この「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」案の修正前は、第1章と第2章のみでありましたが、第1章、第2章については一部追加等を行い、そして、第3章「公共建築物における木材の利用以外の木材の利用の促進に関する施策」は、新たに創設し、追加されたものでございます。

第17条では（住宅における木材の利用）、第18条では（公共施設に係る工作物における景観の向上及び癒しの醸成のための木材の利用）、第9条では（木質バイオマスの製品利用）、第20条では（木質バイオマスのエネルギー利用）等からなっております。

以上、与野党協議で大きく修正された部分であります。この法律の可決成立までの背景を少し申し上げたいと思います。

公明党は、林業の後継者不足や国産材の需要低迷などを背景とした森林の荒廃が著しく進んでいる問題を重視するとともに、手入れの行き届いた森林が二酸化炭素の貴重な吸収源として機能するという地球温暖化対策の観点と、そして、20%台に落ち込んでいる木材自給率の向上を見据えた法案づくりに着手をいたしました。昨年の通常国会に「地球温暖化防止等に貢献する木材利用促進法案」を自民党と共同で提出しておりましたが、昨年の衆議院解散により廃案となったため、今国会で政府案の対案として再提出をされて、民主党が野党の修正要求を大幅に受け入れる形により、全会一致で可決成立した法律であります。この法律の施行日は、公布の日から起算して6月を超えない範囲とされ、また、第8条の都道府県方針、第9条の市町村方針があります。

長らく当地域産業経済は、疲弊の度を増していると感じる状況の中ではありませんけれども、尾鷲市の地場産業である水産林業のうち、この「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」、我々は市の面積の92%が山という資源を持っております。尾鷲市として公共建築物といえ、尾鷲小学校の改築等があり、また、その他耐震補強等がまず当てはまると考えます。8条、9条、都道府県市町村方針に関しては、県との協議がこれからされていくものと思っておりますけれども、公共建築物に限らず、すそ野の広い波及効果が期待されるこの法律に照らして、市の考えをお伺いいたしたいと思っております。

以上です。

議長（南靖久議員） 市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」は、本年5月26日に公布されたところであり、公布の日から起算して6カ月を超えない範囲内で施行される予定です。本法律に基づく施策については、今月下旬に関東・東海ブロック説明会が開催され、国や県からその詳細が説明されることとなっております。

本法律の趣旨ですが、森林の持つ国土保全や水源涵養といった多面的機能が発揮・維持されるためには、木材生産を通じて森林の適正管理と森林の循環がなされることが必要であり、その循環を促すため、林業が持続可能な産業として発展していくことが必要であることから、その一助となるように国、地方公共団体が積極的に国産材を公共建築物に利用していくというものであると理解しております。

このような法律成立の背景には、外材輸入による木材不況が20年以上にわたり続いていることにより、いまだに材価が低迷していることなどが挙げられます。本市としましては、補助率が有利な林業地域総合整備事業やフォレストコミュニティ事業を活用して植栽や間伐を進めるとともに、付加価値の向上と尾鷲ヒノキの特徴を生かして木材需要を喚起するため、国、県の支援のもとに林業構造改善事業によるプレカット工場や内装材工場を整備、デカップリング事業による羽柄材加工施設の整備を行ってまいりました。また、近年の消費者の環境意識の高まりや林業におけるトレーサビリティの試みとして、平成15年に市有林において環境に配慮した持続的な森林経営を行っていく手だてとしてFSCを取得し、付加価値の向上と差別化を図ってまいりました。さらに、昨年度から地域産材の利用促進に対する国の新たな事業として、森林整備加速化・林業再生基金事業が3カ年という期間で実施され、木材協同組合等による高温乾燥機やグレーディングマシン等の導入に対しての補助事業を進め、近代化の促進や改正建築基準法への適応を図っているところであります。

また、森林環境保全整備事業などの補助メニューにより林道整備を行い、山林からの木材の搬出経費の縮減や運送車両の安全性などの確保を図っております。このように木材生産の低コスト化と近代化を進めるとともに、消費者の方々に三重ブランドとして指定されているほどの尾鷲ヒノキのよさを理解していただき、

さらに需要を喚起する活動としまして、尾鷲市林業振興協議会が実施する尾鷲ヒノキを使った火鉢作製体験や尾鷲木材協同組合が国土交通省の補助事業を活用して実施した地域住宅モデル普及推進事業のほか、尾鷲木材協同組合が実施するウッドピア松阪でのPR事業等への助成などを行ってきております。

なお、公共建築物への木材利用につきましては、夢古道おわせの建築時に栃川原の市有林2ヘクタールから約2,000本の良質な尾鷲ヒノキを提供しております。

また、今後、市が行う建築物の新築及び改修等に当たりましては、建築物の用途と費用を勘案しながら、構造材に限らず尾鷲ヒノキの利用を促進してまいりたいと考えております。

最後に、新たな流れとしまして、化石燃料のみによるエネルギー利用から木材バイオマスチップを混入することにより、CO₂の削減が図れる手法も注目されており、新たな木材需要が芽生えつつあります。現在、三重県では、木材をむだなく利用・販売する整備が進められておりますが、本市における懸案事項としましては、尾鷲ヒノキが市場に少量しか流通しておらず、存在感が低下していることであると考えております。そこで、平成24年度より市有林の主伐を開始し、尾鷲ヒノキを市場へ供給することで、市場における尾鷲材の地位が確かなものになるように施策を推進していくとともに、木の根っこから先端までむだなく利用するカスケード利用について調査を進め、木材集積のあり方を三重県とともに模索していきたいと考えております。こうした消費者への尾鷲材の利用を促す施策をあわせて実施し、本市の林業の活性化を図ってまいります。

以上です。

議長（南靖久議員） 與谷議員。

9番（與谷公孝議員） ありがとうございます。いろいろと林業の振興策とありますが、林地総なり林構なりでプレカット内装材やデカップリングやといろいろ施策の実施されたところ等を紹介いただきました。

ある意味、こういう今回の法律によって、既に尾鷲市としても実際に進んでいる部分もあります。これは県のご理解もあるでしょうし、農水省、林野庁等のご理解もあったと思います。今回の法律が施行されるということは、これは産地の問題ばかり、今までは産地がいかに尾鷲材を普及啓発するかというところに力点があったと思いますが、今回の法律は全国に行き渡るわけです。全国の市町村が公共物等の木材の利用、あるいは民間住宅や構造材やいろんな部分にもこの木材

を使っていこうという精神が入っておりますから、今日までの尾鷲市としての木材、林業にかかわるいろんな施策の展開は間違っていないと思います。そして、さらにこれは尾鷲市からいろいろと情報発信するというのもありますが、さらにどこの市町村においても、都道府県においても、この法律を適用していくという形が生まれてきますから、木材の利用が今より以上に、今の20%の自給率を聞くとところによりますと50%程度までに上げたいというお考えもあるようですが、そういうことを考えますと、先ほど私も1回目で言いましたように、尾鷲市の市域の面積の、93%という話も聞きましたけど、92%の面積が山であります。尾鷲市の唯一の資源というのは海か山かですね。昨今、電力事業の方もどちらかというと後退をしております。尾鷲市内の経済も、この長引く不況でかなり疲弊してきております。こういった部分で、私はこの法律につきましても、本当にいいチャンスをいただいたなと、こう思っております。したがって、今までのいろんな林業振興にかかわる施策の展開もさることながら、新たにすそ野の広がったバイオマスなり、あるいはまた景観の癒しの空間をつくるために、こういった今までに全体的には考えられていなかったことに目を向けるという、こういう流れになってきておりますから、ぜひともPRと申しますか、売り込みと申しますか、これはぜひともさらに力を入れていただきたいと思うわけであり、そういうことによって、今までは木を育て、そして木を伐採して柱材にして、あるいは板材にしてどんどん出しておりましたけども、もっと違った意味の活用方法が今回の法律に明記されておりますので、そういった部分にしっかりと力を入れていただきたいなと思います。

それと、1回目でも触れましたけれども、公共建築物と申しますと、尾鷲小学校の改築等も控えております。地産地消ではないですけれども、そこにどれだけ尾鷲材を活用していけるか。今先ほど市長もおっしゃったように、関東・東海ブロックの今回の法律に対する考え方、とらえ方、こういったことがあるのですが、そういう場面もあって新たな展開が出てくると申しますが、そういった私の申し上げさせてもらったことも包含して、今後取り組んでいただきたいなと、こう思います。

それからもう一つは、今回の「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」案に対する附帯決議というのがあるようでして、法律の原文では、その附帯決議ということについてはついておりませんが、植林、育林、伐採、木材利用及び再植林という森の循環を促進することによって、森林の有する地球温暖化防止等の

機能が十分発揮される、そういう意味で木材の利用を促進すると、こういったこと。それから、木材の利用によって化石資源の消費が抑制されるとともに、木材の多段階の利用の促進を通じて廃棄物の排出が抑制されるなど、環境への負荷が低減されることにより、循環型社会の形成に木材の利用をとということです。それから、森林の循環を促進する、これは国土の保全や水源の涵養等であります。それから、木材関連事業の振興を促進して木材利用を促進すると。もう一つは、建築基準法ですね。この規制についてもうたわれております。それは、「規制の撤廃又は緩和のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずる」と、こういうことになっておりますので、その辺しっかりと取り組みをお願いしたいと思いますが、今の2回目の質問に対しまして、市長、考えるところがありましたらお願いをいたします。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 今回のこの法律は、ただ単に木材普及、木材利用を促進することだけじゃなしに、森林の国土保全とか水源涵養といった多面的機能が明示されたということで、大変私もうれしく思っているところであります。これを、今非常に厳しい林業ですけども、何となくこれをばねにして尾鷲ヒノキのよさが再認識されるようにこれから頑張ってPRをしていきたいなというふうに思っているところであります。また、単に建物だけじゃなしに、構造物だけじゃなしに、工作物とか木質バイオといった展開も、これからいろんな施策が展開されるんじゃないかというふうに大いに期待をしているところであります。

尾鷲市は、これまで平成18年に完成したアクアステーションとか、平成19年に竣工した第二保育園のような公共施設に尾鷲ヒノキを使用してまいりました。建築基準法への適用とか耐震化とか強度の問題等もありますが、建設課や教育委員会等関係部署と連携しながら公共建築物や土木工事等に尾鷲産材の有効利用をぜひ図っていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（南靖久議員） 9番、與谷議員。

9番（與谷公孝議員） この法律案に入る前に、ちょっと私は気になったことが一つありました。市長は、最初の1回目の答弁のときに、夢古道に2,000本の栃川原の木をというお話がありました。これは熊野古道じゃないですかね。夢古道の方ですか。

議長（南靖久議員） 水産農林課長。

水産農林課長（小倉宏之君） 夢古道の方です。熊野古道につきましては、木が大き

過ぎますので、サイズが合わんということで夢古道の方の協力をいたしました。
議長（南靖久議員） 9番、與谷議員。

9番（與谷公孝議員） それから、この法律案の中には、私は紹介はしていないんですが、木材製造の高度化計画の認定というようなことがあったりして、当然この件も議論をされておるようです。それは、一つには木材製造の高度化の目標と、そして高度化の内容、実施時期、そして三つ目には公共建築物などへ供給する木材の製造施設を整備しようとする場合は、当該施設の種類及び規模、四つ目には木材製造の高度化を実現するため、必要な資金の額、調達方法などを明記しなければならないと、こういったことで、その認定制度とはまた別に、予算による支援として、一つには品質、性能の確かな木材製品を供給する木材加工施設の整備、二つ目には、展示効果やシンボル性の高い木造公共建築物などの整備に対して資金面などの援助が行われると、こういったことで、ある意味、条件としてこういう一つのきちとした品質保証といいますか、こういったことができるということの認定があって初めて資金面の援助とかがあるわけでございます、そういったところに対する尾鷲市の現状として、どうお考えでございましょうか。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（岩田昭人君） もともと例えば尾鷲ヒノキにしましても、ヤング係数は他のひのきと比べて高いということで、強いということは実証されております。もちろん木材利用を促進するに当たって、品質を高めていくというのは必要不可欠な話でありますので、今、導入しました高温乾燥機、そういったもののメリットも十分生かして高度化に努めたいというふうに思っております。

議長（南靖久議員） 與谷議員。

9番（與谷公孝議員） もう最後にします。とにかくこの法律の施行に当たって、かなりといいますか、ある意味、木材利用をする地方公共団体、これは必ずふえてくると思います。そういう意味でいきますと、尾鷲市もこういう尾鷲ヒノキの、ある意味、品質の強みといいますか、こういったものもありますし、プレカット内装材もありますし、こういったことを例えば積極的に市長トップセールスとして取り組んでいただきたいなど。これは行政機関同士の話ですから、民間に売り込むということについては、これはやっぱり担当部署も技術的な裏づけをする意味にもおいて、官民一体となってこの局面に向かっていただきたいと思います、最後にそのお気持ちだけお聞かせください。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 私みずから当然セールスさせていただきますし、職員も一丸となって、この尾鷲ヒノキ、尾鷲の林業をあちこちに売っていきたいというふうに思っております。ご協力をお願いしたいと思います。

議長（南靖久議員） ここで10分間休憩いたします。

〔休憩 午前10時37分〕

〔再開 午前10時45分〕

議長（南靖久議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、8番、三鬼和昭議員。

〔8番（三鬼和昭議員）登壇〕

8番（三鬼和昭議員） おはようございます。通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。約2年ぶりの一般質問となりますので、たどたどしいところも多々あるかと思いますが、よろしく願いいたします。

私の一般質問につきましては、市の機構のあり方とその課題についてであります。

長らく皆様のご協力を得まして議長職を務めさせていただいておりましたので、慌ただしい時間もあり、どうしようかなと思ったんですが、もし今回の質問のご提案を執行部の皆さんがお受けとめいただけるようでしたら、条例変更とかそういうものも絡みまして、今回しかする機会がないと感じましたので、させていただくことにいたしました。

現在、市の機構については、伊藤市政当時の平成17年4月1日に、これまで長らく企画課として市長部局の重要な任務を担ってきた課に財政部門を統合し、名称も市長公室とし、また、防災危機管理室として総務課防災係より独立させ、防災センターの設置とともに防災力の強化を図ることを前提にしかれているもので、同20年4月に教育委員会での学校教育課長を廃止し、調整監とした経緯はあるものの、現在まで一部での事務分掌条例や庶務規程の見直しなどを行っているだけで、3人の市長がこの組織形態の中で市政運営を行ってきています。

具体的な流れでは、2期8年で2度の大きな機構改革を行った当時の市長は、最初の改革は3人の部長を置くなど部制をしき、その配下にある課の管理統制の確立を目指したようでしたが、この初めての制度は不具合が多く指摘され、2度目の改革で当時の三重県スタイルであるグループ制も取り入れた現在の平坦な組織に機構が改められた経緯があります。

その後誕生した市長は、職員との市政運営を協議する機会もないような短期間

の在任でしたので、現在の岩田市長がそのまま踏襲しているわけであります。

岩田市長にとって2年目となる本年度の人事異動については、特に管理職など最小のものに抑えた中で、財政担当参事あるいは水産担当参事の課長級の配置をしたことで、現在の市の抱えている財政問題や市長自身が進める「魅力あるさかなのまち」を構築するための一環として受けとめました。少なからずとも第6次尾鷲市総合計画や行財政改革とも言える集中改革プランなどが見直される時期に来ておりますが、お互いに負託された任期4年の時間をかんがみますと、まずこの1カ年は、これが岩田色だとも言えるような施策の推進を図る市の機構への改革と、その機構に見合う大胆な人事構想を描き、平成23年度のスタートを見据えるべきではないかと考えます。

そこで、まず市長が市政推進するに当たり、行政機関はこうあるべきだという基本的な理念があればお示しください。

そして、具体的な質問として、1点目は市長公室についてですが、この課にはこれまで企画から引き継がれた政策調整部門があります。それと同時に財政部門もあります。この件については、設置される当時から議論がされたような記憶があります。しかし、現在の市の振興策と財政事情を考えると、施策を優先させる財源を確保するのか、財政をかんがみて振興策の幅を検討するのかが判断に重くのしかかるところであると想定いたしますが、ますます厳しくなる市の逼迫した財政を考えますと、財政部門の独立を検討すべきではないかと思えます。市長の見解をお聞かせください。

2点目は、農商工連携について、水産業や林業等との連携も含め、国、県が進める補助事業にはこの連携方式がふえているように認識します。このことは行政のみならず、時には尾鷲商工会議所さんを受け皿としていただいている事業も推進されているようですが、行政内における新産業創造課と水産農林課の連携はどうかなのでしょう。また、今回、水産にも担当参事を配置させましたので、このあたりについて機構を見直す考えでもあるのか、それとも施策推進のためなのか、何か考えているものがあればお聞かせください。

3点目ですが、まちづくりプロデュースセンターについてです。

第5次総合計画を推進するために生まれた仕組みですが、市役所から中井町に拠点を移し、職員2名を配置し、まちづくりHOTセンターとして市内の観光案内とともに地道にまちづくりを進めてきました。そして、観光物産協会を設立させ、その活動拠点としての役割もこなしてきていますが、このまちづくりプロデ

ユースセンターの大きな仕事には、「まちづくりにおける人材や組織の発掘育成に関すること」が明記されており、これからの産業振興を考えると、この観光物産協会の存在は大きく、特に行政では手の届かない、いわゆる規制される部分を超えた団体運営の考え方なくして本市の観光や物産といった集客交流の事業展開に限界があるように感じます。そこで、第5次尾鷲市総合計画も終えようとしている今、そして大きくは、平成25年には高速道路が全線開通を迎えることもあり、それに合わせたまちづくりが問われています。課の職員を2名配置している現在の機構、いわゆるまちづくりプロデュースセンターのあり方を見直す時期に来ているように思いますが、その辺の考えとか、あるいは庁内での議論はないのでしょうか。また、このまちづくりプロデュースセンターの設置とともに生まれたと言っても過言ではない尾鷲観光物産協会をどのような団体にしていく支援をする考えなのか、あるいは団体内で具体的な協議があるのか、それらの考えもお聞かせください。

4番目は、財団法人尾鷲文化振興会についてですが、この組織については、尾鷲市民文化会館が建設され、市民文化の振興を図ることから、柔軟性を持って会館運営を行うことなどを目的につくられたものですが、国の制度が改正され、現在は指定管理者として、どちらかといえば会館運営に大きな負担がかかり、文化振興が希薄になってきているように感じます。そこで、今後この財団法人尾鷲文化振興会をどのような組織にしていくのか、そして、1年後には指定管理の期限を迎えようとしていることとあわせて、平成25年には、質疑でもありましたように、市に關係する財団法人については、そのあたりについての方向性を決めなくてはならず、この財団法人尾鷲文化振興会も同様ですから、現在どのような検討をされているのかお示しください。

最後に、時代に即応した住民サービスについてですが、以前にも全国の自治体で「すぐやる課」など、いわゆる現業職員を配置した住民ニーズにこたえていた行政手法が多かったことを思い出します。高齢化や過疎化、特にひとり暮らしなどの高齢者などが多くなった自治体では、通称「なんでも課」のような形で住民サービスを始めたようで、最近メディアなどが多く紹介しています。確かに有料サービスではシルバー人材センターなどもあり、また、市がそのシルバー人材センターを運用するという考え方もございますが、現在の市民生活係とかその他の課に現業職員を配置させ、住民サービスの幅を広げるような取り組みはできないのかということをお伺いいたしまして、壇上からの1回目の質問といたします。

議長（南靖久議員） 市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） まず、行政に対する基本的な理念についてお答えします。

現在、地方自治体は、長きにわたる景気低迷の中、極めて厳しい財政運営を強いられています。このことは本市においても例外ではなく、平成13年10月に財政危機宣言を行い、財政の健全化に向けた種々の取り組みを進めてきたところであり、行財政改革の取り組みについては、平成9年に策定した行政改革大綱の基本理念のもと、目まぐるしく変化する社会情勢の中で、行政改革を実行に移すための集中改革プランを策定し、より効果的かつ機能的な行政運営の推進に努力を続けております。

そういった中で、人々が生活する地域の視点から考えた地域の皆様に満足していただける行政サービスを提供していくためにも、積極的な情報発信、情報収集や職員一人一人が行政事務の改革に取り組むことにより、特定の人々が満足する部分最適ではなく、多くの人々が満足できる全体最適の地域づくりを進めていきたいと考えております。

次に、政策調整部門と財政部門のあり方につきましては、現在、市長公室において市のビジョンを始めとした企画立案を政策調整部門が担当し、その実施に係る予算編成を同室内の財政部門が担当しております。しかし、極めて厳しい財政運営を余儀なくされている現状において、行財政改革の一層の推進と市財政の早急な健全化は急務であることから、財政部門を強化すべく、行財政改革担当参事を配置したところであります。今後、第6次尾鷲市総合計画策定の方向性を検討する中で、市政運営に最適な組織機構の見きわめ、政策調整部門、財政部門とさらに総務部門それぞれの役割と組織としてのあり方を検討してまいりたいと考えております。

次に、行政内における新産業創造課と水産農林課の連携についてでございますが、確かに議員のおっしゃるように、国、県が進める施策は、平成20年7月に農商工等連携促進法が施行され、この連携の流れが強くなっております。本市においても、地場産業である水産業、林業をうみ業・やま業の推進の観点から、これまで以上に振興していくために、平成17年度より水産及び農林部門を統合した水産農林課という組織体制としました。さらに、6次産業化の展開を図る観点から、地場産業と流通との強力な連携を図るため、水産農林課と新産業創造課とが有機的に連携を進めております。この2課の連携については、八バノリ陸上養

殖における海洋深層水の利活用、養殖真鯛のカレー等のメニュー考案や普及活動、農工商等連携促進法に基づく認定作業など、多岐にわたる分野で緊密に連携を行っており、各種振興施策の進展が期待されるとともに、今後も一体的な運営が必要です。

一方、水産振興担当参事につきましては、うみ業・やま業を展開していく上で、水産農林という幅広い分野における職域の中で、今まで以上に水産業の振興に傾注できる組織体制にし、参事以下職員がより強力に業務遂行ができるように配置したものです。

次期の機構の見直しに向けて、以上の点を十分に勘案し、水産振興部門、農林振興部門、商工観光振興部門の組織のあり方について、第6次尾鷲市総合計画の方向性を吟味する中で十分に検討してまいりたいと考えております。

次に、新産業創造課、まちづくりプロデュースセンターは、平成15年4月に集客交流による「うみ業・やま業推進プロジェクト」を推進するために設置し、熊野古道の世界遺産への登録の流れを受けて、平成16年4月に行政として初めて市役所庁舎から熊野街道沿いの中井町通りに移設しました。その愛称をまちかどHOTセンターとして、熊野古道等への来訪者に対するビジターセンター、また、地域のまちおこし活動の拠点としてのコミュニティセンター、さらには市全域での観光交流を推進するためのプロデュースセンター機能を有する組織として、地域と密着した取り組みを進めてまいりました。

これまで各地区で人づくり、組織づくりなどの取り組みが行われ、これにより住民による中井町通りでのにぎわいの創出や梶賀町のあぶり、三木浦町でのツバキ油、養殖真鯛での料理開発、須賀利町でのにほんの里100選を生かしたウォーキングコースの開発など、地域資源や特産品を活用したグリーンツーリズム活動が推進されてきました。また、このほど古民家天満荘にて集客交流や体験事業の拠点づくりとしてカフェをオープンさせたNPO法人天満浦百人会の取り組みや、のーじへいこらい、熊野古道停などに見られるまちなかでのコミュニティビジネスなどへの大きな展開が見られます。

今後は、これらの各地区や団体の魅力を尾鷲丸ごとの考え方で一体化させていき、それぞれの魅力を集積させ相乗効果となるよう取り組みを進めてまいります。そのためにも、平成19年に尾鷲観光協会と尾鷲市物産振興会を発展的に再編し発足した尾鷲観光物産協会を、集客交流によるまちづくりを推進し、集客を消費・経済につなげるとともに、ヤーヤ便の取り組みに見られるような尾鷲産品の

販売促進を行うための中核組織として十分機能するよう支援してまいります。具体的には、平成24年度を始期とする第6次尾鷲市総合計画や近畿自動車道紀勢線尾鷲北インターの開通などへの対応もあわせて、尾鷲観光物産協会の法人化に向けた検討を行い、今後、第3種旅行業の資格を取得し、地域資源を活用した大量販売でなく小ロットでの地域主体の価格設定ができるツアー企画といった商品づくりや販売に取り組むなど、自立運営が可能な組織づくりを進めてまいります。

現在2名の市職員を配置している体制につきましては、尾鷲観光物産協会の基盤強化や法人化等も踏まえ、引き続き市との連携が必要な場合は当協会への職員の派遣、出向などの措置を考えてまいります。

次に、財団法人尾鷲文化振興会につきましては、尾鷲地域の文化・芸術の普及・振興を図り、地域住民の生活の向上に寄与することを目的に設立されたものであり、今後も芸術文化や地域文化の普及・振興などを担っていただきたいと考えております。

また、ご指摘のとおり、平成20年12月1日に施行された公益法人制度改革3法により、これまでのいわゆる民法第34条法人である財団法人は、平成25年11月末までに公益財団法人あるいは一般財団法人のいずれかに移行しなければならなくなりました。このことから、尾鷲文化振興会の担う役割や法人としてのあり方など、その運営方針を検討していただき、今後の方向づけをしていきたいと考えております。また、指定管理につきましては、全国的な公共施設の管理運営のあり方や尾鷲市における行政改革の議論を踏まえて、平成18年4月から尾鷲市民文化会館にも導入したものであり、小回りのきく会館運営を行っております。今後、平成23年に指定管理の更新時期を迎えますことから、当会館の役割や業務内容等々、指定管理のメリットを十分に検討し、より活発な会館運営と文化振興を期していきたいと考えております。

最後に、「すぐやる課」のような住民サービスの取り組みについてお答えします。高齢者の1人世帯が増加する中、社会情勢の変化に伴う市民のニーズは多岐にわたっております。現在、「すぐやる課」のような組織は、幾つかの自治体において市民サービスの一環として設置されていると聞いております。その業務内容は、ハチの巣の駆除、道路の簡易な改修などのほか、市民からの要望、相談に対して可能な範囲で対応しているようです。本市におきましても、行財政改革の流れの中、機構、職員定数を増加させない中で、市民の皆様へのニーズに対応していく必要があり、行政として対応が必要な案件につきましては、現行の市民サー

ビス課や建設課等の担当課が「すぐやる課」としての一層の役割を果たしていきたいと考えているところであります。

議長（南靖久議員） 8番、三鬼和昭議員。

8番（三鬼和昭議員） ご答弁ありがとうございます。

私は、今回、私の方から事前に所管の課等にお話ししたときに、この一般質問をするに当たっても、第6次総合計画のスタートがあるということで少し考えたわけですね。本来ならまちづくりをしっかりとした上で、その中でそういった形をつくっていく、以前のプロデュースセンターなんかもそういう考えですが、でも、時間的には、私も議員としてはあと3年、一生懸命活動する時間があるわけですが、市長にしても、それは限られた時間の中とすると、6次総合計画の確立を待つと、今の現状である中でこつこつやっていくだけが市民が満足できる行政であるかということにちょっとちゅうちょしましたので、今回こういった質問をしました。だからこそ6次総合計画にもつながるであろう市長の理念というのを求めたわけですが、市長が市長選へ出たときの公約、これなんかも改めて見たのですが、これまでもいろんな議員からも、もう少し大きな意味の尾鷲づくりというのを市長に発してほしい、発言してほしいというのが多かったと思うんですね。それは我々のイメージからすると、すぐ前の市長については期間が短かったですので、ちょっと主張がわかりにくかったんですけど、その前の市長におかれましては、産業振興を糧にまちづくりをしていくというのが明確でしたので、形とかそれが、ああ、そうなるであろうという考え、受けとめ方というのがあったと思うんですね。その辺について、今、岩田市長、市長選ではみんなに期待されて、短い時間ではあっただろうと思うんですけど、急遽市長選へ出馬して、今、こういう重責を担っていただいておりますけど、もう少しその辺は、確かに「さかなのまち」とか、それは十分理解ができますけど、もう少し今の尾鷲市をどうしていくということを、例えば産業振興をもう少し、ない財源の中でも今以上の産業振興をふやした中で住民福祉をふやしていくというのか、それとも総合計画の中の半分というか前期については、ぼろは着てても心は錦というか、市民に耐えるような施策を考えておるのか、その辺、もう1年少しやった中で、方向性だけでもいいですけど、もう少し具体的なお言葉がないかと思っておりますので、その辺はいかがですか。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（岩田昭人君） もちろん一番大事なのは産業振興だと思っております。ただ、

その産業振興のやり方はいろいろあると思いますので、産業振興を興していく中で地域が元気になっていく、人が元気になっていくような産業振興を進めていきたい。今、梶賀のあぶりなんか、梶賀町のおばさん連中が皆こぞって頑張っていていただいておりますが、本当に小さいことではありますけども、産業を興すに当たって、やっぱり地域が一生懸命になる、地域が元気になっていく、そういった産業振興をぜひやっていきたいなというふうに思っております。

議長（南靖久議員） 8番、三鬼和昭議員。

8番（三鬼和昭議員） わかりました。最初は小粒でも産業振興を進める中で住民サービスを図っていくというか、産業振興をしながら住民の皆さんに市政に参加していただくとか、皆さんに総参加していただくというのか、まちづくりに参加していただくというのが基本姿勢と受け取っていいですね。私の方が言葉が多いみたいでちょっと変ですけど、そう受け取っていいんですね。じゃ、それを理解しまして次の質問に入りたいと思います。

今の市長公室につきましては、これは6次総合計画にかかわらず、これまで確かに市長がさっき言われましたように財政健全化計画というのを出しましたが、あの計画には我々もちょっと厳しいところがありまして、し尿の陸上処理施設であるとか海洋深層水があの中にはカウントされずに数値がしたという中で、産業振興をメインに打ち出した市長の方針を議会としても受けとめて議論をするという形がありましたので、あの計画によって財政が健全化されたかどうかといったら、それはお互いに返事できないということがあるんですけど、その後、前政権というか政府の考え方で、集中改革プランという形の中で行政改革も含めた財政というのが出てきたわけですけど、やっぱり今の尾鷲市を考えると、市長も先ほど時期的なものは示唆しませんでしたけど、財政部門を独立させるというのが、今、重要な尾鷲市の時期ではないかなというのが、私がここしばらく行政を議員の目で見ておるところが1点と、もう一点は、今の体制の中で第5次総合計画をやってきました。市長公室の中に政策調整部門と、いわゆる財政部門を持ってあって、その中で施策の推進が決まっていくわけですけども、じゃ、それに伴う組織機構の中での人員配置というか職員の配置、これは、職員によっては能力の差がどうこうという発言は避けたいと思いますけど、特質というか得意分野を持っておる方がいろいろ違って、その辺が連携して協調して配置されたか。例えば、総務課において一緒の業務ばかりするから変えるとかがあると思うんですね、次の異動をするときにも。それが施策推進に対してプラスなのかマイナスなのかという

ところまで職員異動等を考えてこれまで来たかということを見ると、私は、財政部門はきちり尾鷲市の財政を立て直しながら、むしろ施策に対して財政部門から明確な物が言える組織にしていくべきであろうと思いますし、むしろ政策調整をやる中に人事部門が入ったような組織でもいいのではないかなと、ここ数年の尾鷲市の体制を見て思うので、私は、これは特にここに同年代の課長が、市長も含めてですけど、市長と私は別のあれですけど、公務員としてこの中でも主要なポジションを占めている6名が今年いっぱい定年を迎えるという中で、人材的にも大きく変わる時期に来ておるという中で、この際、そういった特に市長部局というか施策を推進する部門というのは、今年やっぱり考えるべきではないかなと思うんですけど、その辺についてお考えはどうですか。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（岩田昭人君） まず、最終的に組織の改正は、第6次の尾鷲市の総合計画、事前になるかもわかりませんが、これを見据えて、それを吟味する中で最終的な組織改革をやっていきたい、これがまず1点であります。それから、先ほど言われた財政部門の独立につきまして、私も痛感はおしておるところであります。ただ、財政部門を独立させるだけでよいのかどうか、あるいは総合部門ももう一度見直す必要があるのじゃないかといったところも含めて、今後、早急に検討を進めていきたいなというふうに思っておるところであります。

それから、私も60歳ですが、来年でたくさんの課長がやめられますので、こういったことに対応する人事異動も必要でありますし、人事については二、三年で変えるのがいいのかどうか、あるいはプロを養成するのがいいのかどうか、そういったことを含めて、これについてもひとつ早急に議論をしていきたい。できたら何人かはプロフェッショナルに育てていただければなというのが私の個人的な感想ではありますけど。

議長（南靖久議員） 8番、三鬼和昭議員。

8番（三鬼和昭議員） 質問の配分がありますので。ぜひ事業化とか住民サービス部門については、6次の計画が立った中で形を整えていくということ、これはわかりだと思いますが、例えば総務課、今の市長公室とか2階の部分に関しましては、これは尾鷲市全体の推進を図る、課長さん方に別にランクとか云々があるわけではなからうかと思いますが、やっぱり市の全体を運営していくというかなめは、これまでであったら企画であるとか、今の市長公室、総務というところがそうではないかと思しますので、これは6次計画ができるとかできないじゃなくて、市

長が、6次も私はこんな総合計画にするつもりだから、こんな組織でこういう人員配置をしていくというぐらいの気構えを持っていただかないと、だからこそ理念を聞くのであって、ほかの議員さんも市長はどうしたいんだということを聞くのはそこだと思うんですね。ぜひこれは今すぐに返事をくれとは言いませんけど、早い時期にこのことをまず固めた上で6次もつくる、それから、その体制もつくるという考えに私はしていただきたいなと、これはちょっと要望がありますが、これ以上は考えていただくということですので、どうするかを見守らせていただきます。

次に、新産業創造課と特に水産ですけど、当市におきましても農林水産、林業が強い時期、それから水産につきましては水産での観光が多かったということで、商工観光に水産がくっついておった時期が、私らが議員になる前ぐらいはそういった組織ではなかったかなと思うんです。それで、何を総合計画の中で目玉にしていくか、どういう事業をしていくかによって、これまでの概念を変えてこういった機構を見直すか、それか、私は杉田市政のときから、いわゆる職員のダブル任命、例えば新産業創造課と税務課と二つの任命を持つ職員がおってもいいのではないかという、いわゆる内部シェアリングをしてもいいのではないかというのと、正職と臨職というんですか、その方たちの仕事によってシェアリングしても、これはもう十何年前からお経のごとく唱えておるわけですけど、職員のダブル任命、これは一時期その方向で行ったんですけど、ちょっとまたもとへ戻ってしたという経緯があるのと、そういったことも含めて、十分総合計画とそれは照らし合わせて、どんな事業が中心になるかということもあると思うんですが、これは考えていただきたいと思うんですが。

それと、昨年、我々の議会解散という時期、尾鷲市にとって不幸な事件、状況があったということで、職員の人事考課なんかも1年以上やっていないと思うんですね。機構を見る中には、やっぱり人材だと思うんですね。それも踏まえて、この2点、これは総務課の部分かもわからないですけど、今の新産業とどういった事業の組み立てを考えておるか、6次計画ではどういうことも目指したいというのがもしあるのであればお答え願いたいと思います。その人事考課制度をこれからどうしていくのか、どう生かしていくのか、やるのかやらないのか、このままなのかということも、この2点ご答弁願いたいと思います。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 議員が農商工連携の話がされましたが、現在の流れを見ても

すと、水産は水産だけとか農業は農業だけといった展開では、とても今の時代の流れに乗っていけないということでもありますので、農業とどこが組むのか、あるいは水産とどこが組んでいくのか、そういったことを念頭に置いて総合計画もつくっていきたいと思っていますし、人事についてもその中で考えていきたいなというふうに思っております。要するに、総合的に地場産業とか地場の資源を生かしていけるような組織にしていきたいなというふうに思っているところであります。

それから、先ほど言われました人事考課制度につきましては、もちろん人材育成というのが目的でありますので、本市は平成17年度から全職員を対象として目標管理による人事考課制度を実施しているところであります。昨年度につきましては諸事情によりやむを得ず実施はできませんでしたけども、職員の人材育成が重要な課題であるということは当然のことでもありますので、引き続き人事考課制度は必要であると考えております。また、組織として業績とか成果を継続的に達成するために職員の持てる力を最大限に発揮させるためにも、現在も行っている目標管理をさらに公平性とか透明性の高い制度とするために、業績評価の導入とか評価者区分の検討を行って今の人事考課制度を成熟させていきたいというふうに思っているところであります。

議長（南靖久議員） 8番、三鬼和昭議員。

8番（三鬼和昭議員） 時間的なこともありますので、今の新産業創造課であるとか水産農林課については、これまでの概念を捨てて6次計画の事業の進め方によっては機構をつくっていくと理解したらいいわけですね。それは今、表の返事はいただいけません、それは間違いなしにそう受け取っていいわけですね、市長。

続きまして、まちづくりプロデュースセンターでございますが、先ほど総体的には時期が来たら尾鷲観光物産協会を公益法人にして、どちらかという今、行政が行っていることそのものも、そちらの方に委託する方向、今とは逆になる方向と受けとめたんですが、それでいいのでしょうか。その辺の確認だけ1点お願いします。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 現在、こちらから委託しているんなことをやっていただいておりますけども、それを自主的に運営できるような組織に育てていただきたいなというふうに思っております。

議長（南靖久議員） 8番、三鬼和昭議員。

8 番（三鬼和昭議員） 自主的ということは、これまでのまちづくりであるとか指導とかそういったものも含めまして、そこに委託料、後にも職員の派遣等の今の話がありましたけど、そういったものも直接行政じゃなくて柔軟性を持って運営をしていただくような方向性の組織に支援していきたいということですね。特に高速道路等々が来る 25 年ぐらいを目指してということですけど。そういった中で、やっぱり尾鷲観光物産協会にしましても、我々も政務調査を利用させていただきまして、香嵐溪の方の観光協会は元気なんです。観光協会が全部集客部門を民間がやっております、そこには合併しておりましたから豊田市から職員が 1 名、いわゆる行政手続とか、そういった会員の方の相談というのはその方がこなして、運営については民間の方がやっておりました。あそこは大きく駐車場収入とかそういったものがありますので元気でしたけど。でも、集客のためのことを民間人が積極的にやられておりましたので、非常に私どもは仲間で行ったメンバーが非常に衝撃を受けたというか、割かし私たちに一番最初対応してくれた市役所の職員、出向された方でしたけど、行政がむしろ形見の狭いというか、いや、話はこちらの方たちの方がちゃんとこの観光部門についてはしてくれておりますので、私は手続であるとかそういったものを管理の部分でやっておるだけですからということがありまして、やっぱりそういったのを目指さないと、これからの集客交流事業を行政が全部担っておったら、行政の中の人材は限られた人材でやらなくてはいけないし、いずれの時期になれば定年が来たりとかいうのがあって、そういったことを踏まえますと、この件については、将来、平成 25 年を見据えて、私のイメージですと、尾鷲観光物産協会が HOT センターを管理運営しながらまちづくり、あるいはいろいろな今の尾鷲まるごとヤーヤ便なんかの収益なんかも、むしろその方たちがもっとふやしながらやって、それを行政がバックアップしていくという格好だと思えます。それ以外のこともそうだと思うんですけど。それは大体イメージできましたので、もう答弁は要りません。

それから、4 番目にお伺いしました財団法人尾鷲文化振興会ですけど、質疑でも若干出ておりました、数字の方はあれでしたけど、会館使用料は上がっているのに自主事業の部分が例年に比べて半分ぐらいだったと思うんですね。質疑で聞くと、細かくは、指摘だけみたいな形になると思うのであれなんですけど、そのように、今の状況ではこのやり方をやってきたのに限界も来ているのではないかなと思うので、提言というか提案も含めて、この際、文化会館の管理運営については、今のメンバーにしても人件費的には大した数字もないわけで、若干の見直

しも必要かもわかりませんが、直営ができる文化振興会そのものが文化振興のためにいろいろ議論できるというか、あれができたときには当初文化会館の運営委員なんか20人ぐらいいまして、いろんな角度で尾鷲市の文化会館を活用することを考えたりとか、その運営委員でイベントがあるときにはお互い宣伝に回ったりとか、私もまだ議員になっておりませんでしたので、そういったことをした記憶があるんです。そこができたころには民間の方々が活発にあそこを盛り上げて、一つはできたことによって、建設当時の市長が杉田市長ですけど、何とオープニングに宝塚を呼んで来て、私は、あれは見えないところで経済効果があったなと思ったのは、宝塚を見学に来るのに皆さんがドレスアップして会場へ来た記憶があるのと、それから、カラオケ文化がありまして、カラオケを見に来るのに、割かしご高齢の方もご婦人の方などがおしゃれして、あの時代から変わったというのでは、そういった経済には貢献しておると思うんですね。衣装を買ったりとか歌を歌うための着物を買ったりとか、ああいうイベントを見に来るには、同じ尾鷲の中でも少しはドレスアップして会場へ来るということは、経済にはその部門でカウントはしていないかわかりませんが、してきたような記憶があるんですね。ところが今、そういったものもちょっと薄れてきたような現状もありますので、文化振興の面を考えて、文化会館を活用するというふうに方向転換する意味では、ちょっと考え直しをしなくちゃいけないのかなと思うんですが、その辺ももう少し、特に副市長がその所管をしておると思うんですけど、今、いろいろ内部でも議論されておることがあれば少しお話ししたいと思いますが、いかがですか。

議長（南靖久議員） 副市長。

副市長（横田浩一君） ご指摘の点でございますけども、現在、せぎやまホールにつきましては文化振興会の方で管理をいただいております。その形と申しますのは、指定管理者制度を導入しまして管理運営をいただいております。その中で、そもそも尾鷲の総合計画の中に文化振興という項がございます、その中で芸術文化ですとか地域文化といった役割がございます。そういった役割を尾鷲市がどのように振興していくかという一つの中に文化振興会というのも位置づけられております。そういった中で、公共性と、それから市民の皆様楽しんでいただく娯楽といった意味もございますけども、といったところをバランスとりながら事業をいただいている最中でございます。

直営という話がございましたけども、指定管理者制度になりますと、役所の枠

にとらわれない小回りがきくような事業を組めるといったメリットがございまして、非常に小回りのきく形で事業を運営していただいています。例えば、直営にしますと市の予算という枠内に入りますので、補正予算をとらなければ新しい事業が組めないとか、それから一定の体制につきましても、公共性のあるものでないとそういった興業が打てないとかいった非常に大きな制約が生まれてきます。そういった中で、指定管理者という小回りのきく中で事業をしていただいておりますので、さらに今後の芸術文化、それから地域文化の振興ということで、文化振興会の運営委員会をさらに活性化させていっていただいて、その中でさらに議論していただきながら、より市民の方々が喜んでいただけるような事業を組んでいただけないかということで、市の方もそれに対して働きかけを行っていきたいと思っています。

議長（南靖久議員） 8番、三鬼和昭議員。

8番（三鬼和昭議員） いかんせん公益法人にしてでも、やっぱりこの尾鷲市民文化会館の公益性というのが住民から問われるのではないかと思いますので、今の検討されておるということを含めまして、私はもっと尾鷲市には尾鷲節であり、祭りとか宗教とは直接、その辺はちょっとファジーに考えると、いろいろ歴史的なものが多いと思うんですね。そういったことを考えますと、あそこのオープニングでもヤーヤの練りをあの舞台でやったりとか三番叟をやったりとか、地元の郷土芸能を伝承していくというところに、私は生涯学習とか文化振興会がもう少し努めなくては、それも行政の仕事ではないかなと。それが最近ちょっと希薄になっておると思いますので、そういったことも含めまして、もう一度市民文化会館の活用の方法で、尾鷲市民全体の生涯学習のあり方というのをご議論していただきたいし、私どもも、そのみでもまた一般質問なんかで議論させていただきたいと思いますので、ぜひまた今後、流れについて教えてください。

それから最後に、「すぐやる課」、これは、私は実はテレビでも見たんですけど、職員の個人名は申せませんが、何か言うとすぐに現場へ行ったりとか、今ですからデジカメを持ったりとかして、すぐに確認に行ったりとか、ものすごい腰の軽い職員がいて、ああ、こんな方だったら年寄りの方とかそういった人がちょっと見に行ってくれとか、そんなことだったら喜ばれるだろうなと一瞬思ったんです。何に配置するかどうかというのじゃないんですけど、よくよく考えておりましたら、例えば防災危機管理室がありますね。日ごろ熱心にひとり住まいの方とか防災弱者の調査をしておるわけですので、こういった「すぐやる課」とか

は、そういった人をチェックしなくちゃいけないというところが多いと思うんです。今、市民生活課のことを言いましたけど、むしろその部分を防災危機管理室等に、日ごろそういった方の、市長が言われましたように電球を買いに行ってくれとか、八木の巣があるとか、この道がつぶれたでとかいうのをチェックしたりとかするのを、年間通じて防災危機管理室のそういった中へ組めば、後のいわゆる減災とかそういったものに生きてくるのではないかなと、ふとこれは思ったので、ちょっと提案とかをさせていただいて、むしろ防災危機にある交通安全等は市民課とかが担って、むしろ防災対策の方に、いわゆるこれからの減災であるとかそういった防災弱者を年じゅう見回るという意味もプラスして、そういった仕事のあり方もいいのではないかと私はふと思いましたので、この考えについてはいかがですか。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（岩田昭人君） まず、行政はえてしてスピードがないということがよく言われるので、もっと私は行政にスピードを持たせたいというふうに思っていて、職員全体が「すぐやる課」的な対応をしてもらいたいというのが一番の願いであります。もっとスピードを取り入れていきたいなということで。もう一つは、これだけ老人がふえたり、ひとり住まいの老人とかそういった方がふえておる中では、また別の考え、言われたような考えもしていかなければならんのかなということも痛感していますので、それはこれからの課題にしていきたいなというふうに思っております。

議長（南靖久議員） 8番、三鬼和昭議員。

8番（三鬼和昭議員） どちらかというと私が気づいたことというか提案するような形がありました。大きく1点は、ずっと岩田市長になってから市長の色は何なのか、市長の行政を動かす最たるところは何なのかというのが多くの議員からも聞いておったように思いますし、私も市民の皆さんと話をするとき、確かに一つずつ細かい小さいところは一生懸命やっていたとは思いますが、だからこそこうなんだという大事な部分があると思うんですね。だから、今回、こういったことを聞かせていただいたのと、それをするために、私はやっぱり2階のセクションを岩田市長が動かしやすいようなセクションに早くして、その体制をつくるべきだと。あと、残りについては、総合計画とかそういったものと、あとは法律とかの感覚とか文化の件もあると思うんですけど、あわせてやっていたらいいんじゃないかなと思いますので。

ただ、最後に、先ほどの職員は本当に、例えばこんな格好で今すぐ来てくれといっても、これは上着を着がえたいという人がいますけど、例えば防災の職員だといつも防災服というか作業服というか、そういった形でおりますから、電話を聞いたらすぐに第1チェックだけは早い時間にできたりとかして、非常に住民はそれだけで安心感を持ったりとか信頼感を持つということがありますので、やり方一つになろうかと思えますもんで、もっと柔軟性を持ってその辺を早い時期に考えていただきたいと要望したいのですが、その辺についてご意見をいただきまして終わりにしたいと思えます。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 貴重なご意見をいただきましたので、ぜひ対応を考えさせていただきます。

議長（南靖久議員） 以上で本日の一般質問は打ち切り、14日月曜日午前10時より続行することにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午前11時40分〕